



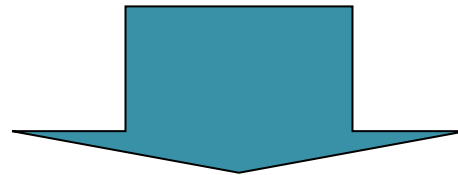
# 議員定数と議員報酬

全国市議会議長会  
廣瀬 和彦

# 1. 議員定数

## (1) 地方自治法における議員定数に関する規定

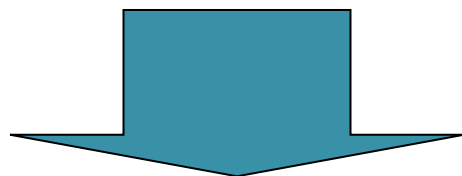
議員定数に係る規定の改正を含む地方自治法の一部を改正する法律は平成23年4月28日に成立・同年5月2日公布・同年8月1日施行



**【法91条】**  
①市町村の議員の定数は、条例で定める。

## (2) 法改正の理由

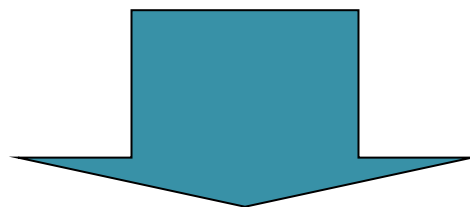
議会制度の自由度を高め、議会機能を充実・強化させる見地から考える必要あり



すなわち、法定上限制度はもはや不要であり、廃止すべき

### (3) 議員定数の意義

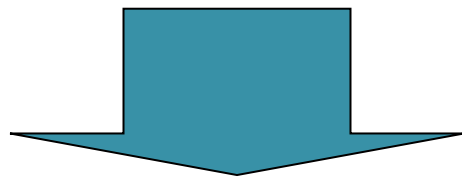
議員定数とは議会議員の総定数をいう。



議会は合議体であることから、その成立要件として少なくとも3人以上の構成員が必要である

## (4) 法改正前における規定

地方自治法第90条及び第91条において、人口区分に応じて上限数を法定し、その数を超えない範囲内において条例で定数を定めるものと規定されていた



明治以来の法定定数制度が維持されてきた歴史的経緯等にかんがみ、法律において何らかの基準を定めておくことが適当であるとされて設けられていた

# 地方自治法（H15.1.1施行）

## 議員定数

- 人口区分に応じて上限を以下のとおり団体の人口区分ごとに法定。その数を超えない範囲内で条例で定数を定める。（法§90、91）
- 町村は、条例で、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。【町村総会】（法§94）

	人口区分	定数の上限
都道府県	人口100万～	46人～120人（人口が7万人増加するごとに1人ずつ増加）
	人口75万～100万未満	41人～45人（人口が5万人増加するごとに1人ずつ増加）
	人口75万未満	40人
市	人口90万～	64人～96人（人口が40万人増加するごとに1人ずつ増加）
	人口50万～90万未満	56人
	人口30万～50万未満	46人
	人口20万～30万未満	38人
	人口10万～20万未満	34人
	人口5万～10万未満	30人
	人口5万未満	26人
町村	人口2万～	26人
	人口1万～2万未満	22人
	人口5千～1万未満	18人
	人口2千～5千未満	14人
	人口2千未満	12人

## (5) 第29次地制調における意見

議員数と議員報酬が反比例するような議会の在り方を住民が選択することができて適当ではないか。

これまで議員定数が地方自治体の組織及び運営の合理化の観点から削減されてきた経緯との関係をどう考えるのか

議員定数については、住民意思を十分に反映でき、民主的な議論が可能となる数を確保する必要があるが問題とならないか

法定上限制度は、同規模の地方公共団体の議会の間で余りにも議員数に違いが生じないようにする機能も果たしていたのではないか

# ☆議員定数（地方自治法昭和22年制定当時）

	人口	議員定数
都道府県	100万以上	46～120人（7万ごとに1人）
	70万以上～100万未満	40～45人（5万ごとに1人）
	人口70万未満	40人
市	50万以上	56～100人（20万ごとに4人）
	30万～50万	48～52人（10万ごとに4人）
	20万～30万未満	44人
	15万～20万未満	40人
	5万～15万未満	36人
	人口5万未満	30人



# フランスコミューン議会の議員定数 (地方自治法典L2121-2条)

人口と議席数の関係

人口	議席数
100人未満	9
100人以上 500人未満	11
500人以上 1,500人未満	15
1,500人以上 2,500人未満	19
2,500人以上 3,500人未満	23
3,500人以上 5,000人未満	27
5,000人以上 10,000人未満	29
10,000人以上 20,000人未満	33
20,000人以上 30,000人未満	35
30,000人以上 40,000人未満	39
40,000人以上 50,000人未満	43
50,000人以上 60,000人未満	45
60,000人以上 80,000人未満	49
80,000人以上 100,000人未満	53
100,000人以上 150,000人未満	55
150,000人以上 200,000人未満	59
200,000人以上 250,000人未満	61
250,000人以上 300,000人未満	65
300,000人以上	69
リヨン(Lyon)	73
マルセイユ(Marseille)	101
パリ(Paris)	163

## (6) 人口比例方式が採用されていた理由

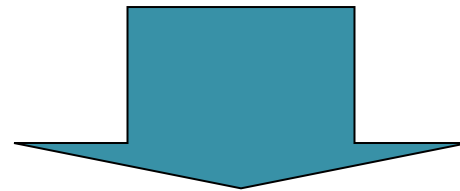
なぜ議員定数を定めるに当たって当該団体の人口を基礎として算出することとしていたのか？



議会の議員が住民の声を反映するものである以上、住民の数が多くなれば多くなる程、それに比例して住民の意見の種類も多くなると考えられるから、これを議会に反映させるべき任務を担う議員の数も多くする必要があるから

## (7) 議員定数条例の提案権

議員定数条例の提案権は議員に専属しているのか？



議員数を定める条例案については、長及び議員の何れもが提案できる

# ☆名古屋市（定数・報酬削減）



# ☆名古屋市・議員報酬

## ⑧ 市会情報

[サイトマップ](#) [このウェブサイトの使い方](#) [ご意見・お問い合わせ](#)

文字の大きさ

名古屋市役所 〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 電話番号:052-961-1111(代表) [所在地・地図](#)

[トップページ](#)

[暮らしの情報](#)

[観光・イベント情報](#)

[市政情報](#)

[事業向け情報](#)

[トップページ](#) [市会だより](#) [市会だより第126号\(平成23年6月号\)](#)

(現在の位置)市会だより第126号 議員報酬について -全会一致で制定しました-

### 市会だより第126号 議員報酬について -全会一致で制定しました-

[このページを印刷する](#) 2011年6月1日

議員報酬について、以下の2つの条例案が、4月15日の本会議において**議員提出議案**として提案されました。

「名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」(減税日本提案)

- ・平成23年5月1日からの議員報酬を恒久的に月額50万円、6月と12月の期末手当をそれぞれ100万円とする。
- ・ただし、解散前に在職した議員の期末手当は23年6月に限り、208万円余とする。

# ☆防府市・議員定数

## 松浦防府市長が辞表 議員定数減また否決、出直し選へ

防府市の松浦正人市長は30日、市議会議長に辞表を提出した。市議会(定数27、欠員2)が定例会最終日の同日、議員定数を減らす条例改正案を賛成少数で否決したことに反発。昨年5月の市長選で「定数半減」を公約に4選を果たした松浦市長は、定数の「大幅削減」を掲げ、出直し選挙に立候補する考えを表明した。

辞表提出後に記者会見した松浦市長は「定数の大幅削減を求め、民意を議会に届けたい」と強調。辞表を受理した行重延昭議長は「政策論の違いからあつれきが生じた。修復が大きな課題」と述べた。

この日の本会議では、定数4減と同2減の各案が議員提案で出され、いずれも否決された。削減自体に慎重な市議が両案に反対したとみられる。

定数削減をめぐるのは、「執行部への議会の監視機能を損なう」「市長の越権行為」と主張する議会側と松浦市長の対立が1年以上続いてきた。

松浦市長は公約に沿って定数を13に減らす改正案を提出したが議会は昨年9月に否決。地方自治法に基づき、市民団体代表が市長に直接請求した定数を17に削減する改正案も今年3月、再び否決された。この間、松浦市長は定数大幅削減の是非を問う住民投票を発議する構えもみせていた。



松浦正人市長



# ☆防府市・議員定数審議状況

## ◆市議会議員定数の大幅削減。に向けての経過報告 平成23年12月22日迄

日 時	内 容・事 項	経 緯 と 結 果
平成22年 6月25日	防府市議会議員定数を13名とする改正案を上程	「議員定数に関する特別委員会」設置・付託
平成22年 9月16日	(この間、7月、9月の2回特別委員会開催) 市長提案賛成5、反対21で <b>否決</b>	賛成議員 / 田中敏晴、斉藤旭、横田和雄、 藤本和久、中林堅造 反対議員 / 議長を除く、21名
平成22年10月16日	市議定数半減市民の会、議員定数を17名の署名活動開始	10月16日～11月15日までの1ヵ月、地方自治法第74条に基づき直接請求に立ち上がる
平成22年11月15日	11月15日39,363名の尊い署名をいただき、直ちに選挙管理委員会へ提出	約1ヵ月間にわたり審査の後、法の規定により7日間の権限を行う
平成22年12月20日	総署名期間を終え署名者数 <b>35,578名</b> 確定	50分の1で成立出来る直接請求が有権者の3分の1以上の圧倒的な数となり、全国の注目を浴びる
平成22年12月24日	条例改正案議員定数17人の本請求を市長に提出	
平成23年 1月13日	定数を17名とする削減案を市議会臨時会に提案	特別委員会へ付託
平成23年 3月18日	市議会特別委員会審議 賛成1、反対9で <b>否決</b>	賛成議員 / 横田和雄 反対議員 / 委員長を除く、他9名全員
平成23年 3月25日	議会本決議案条例改正案 賛成5、反対19で <b>否決</b>	賛成議員 / 田中敏晴、斉藤旭、横田和雄、 藤本和久、中林堅造 反対議員 / 議長を除く、19名
平成23年 9月30日	議員提案により23名とする改正案 賛成7、反対17で <b>否決</b>	賛成議員 / 山下和明、高砂朋子、山根祐二、 田中敏晴、横田和雄、斉藤旭、中林堅造 反対議員 / 議長を除く、17名
	議員提案により現行の25名とする改正案 賛成11、反対13で否決	23名とする案に賛成の上記7名の議員は、反対に回りました
平成23年12月22日	議員提案により24名とする改正案採決 賛成9、反対15で <b>否決</b>	賛成議員 / 山下和明、高砂朋子、山根祐二、 今津誠一、藤本和久、田中敏晴、 斉藤旭、横田和雄、中林堅造 反対議員 / 議長を除く、15名

# ☆帯広市・議員定数削減直接請求

↓ 十勝毎日新聞社ニュース

## ◇ 議員定数削減求め直接請求

2011年01月04日 15時03分



木迫副市長に直接請求の書面を手渡す長内会長(写真左。中央は篠宮さん)

帯広市民有志でつくる「市民絆の会」(長内恵美子会長)は4日午前11時、米沢則寿市長に対し、帯広市議会定数(現行32)の削減を求める直接請求を行った。市議会定数の削減を求める住民請求は、帯広市政史上初めて。米沢市長は受理後20日以内に議会を招集し、関連する条例改正案を提案する。

議会側は6日に議会運営委員会を開き、臨時議会の日程等について調整する。現時点では11日に開催さ

れ、条例改正案の審査は議運委に付託される見通し。

住民請求は、4月の改選時から定数を現行より12削減し20にする内容。昨年10月から約1カ月署名活動を展開、5660人分の署名を市選管に提出、4352人分が有効と確定していた。条例改正請求に必要な有権者数の50分の1(2772人分)を上回り、直接請求の要件を満たしていた。



# ☆H23.12.31定数状況 (合併特例法未適用)

人口段階	市数(市)	議員定数(人)	1市あたり平均(人)
5万未満	254	4,822	19.0
5～10万未満	265	6,013	22.7
10～20万未満	159	4,363	27.4
20～30万未満	44	1,433	32.6
30～40万未満	26	978	37.6
40～50万未満	21	875	41.7
50万以上	13	612	47.1
指定都市	19	1,168	61.5

表3 人口段階別に見た市議会議員定数の状況(調査対象:「801市」)  
—平成23年12月31日:市議会議員定数調査—

## (8)定数を考えるに当たっての要件

①会議体としての議会の能率的な運営

②多数の住民が推す優れた人材の選出

③地方公共団体の組織全体との均衡

## (9)定数を考えるに当たって の留意点

①歳出に占める議会費の割合

②定数減少にかかる監視機能への影響

③面積及び人口にかかる多様な住民意見の議会への反映の可否

# ☆市町村決算に占める議会費の割合(H19~H22年度)

(単位:百万円)

年度	歳出合計	議会費合計	議会費割合(%)
H19	49,790,291	355,554	0.71
H20	42,067,164	271,625	0.65
H21	45,465,478	265,707	0.58
H22	45,431,596	256,400	0.56

# ☆各市決算に占める議会費の割合 (H22年度)

(単位:百万円)

	歳出合計	議会費合計	議会費割合(%)
政令市	11,815,465	29,961	0.25
特別区	3,074,028	16,442	0.53
中核市	5,995,226	29,378	0.49
特例市	3,676,402	20,649	0.56
一般市	20,870,473	159,968	0.77

# ☆市の面積の推移と人口の推移

年度	面積合計 (平方キロメートル)	人口合計	議員数合計
H14 (698 市区)	107,011 (153.3)	99,893,294 (143,114)	18,916 (27.1)
H23 (809 市区)	216,282 (267.3)	115,374,568 (142,614)	20,356 (25.2)
議員1人 当たり	5.7→10.6	5280.9→ 5659.3	

# (10)議員定数の基準

①常任委員会数方式

②人口1万人に1人方式

③住民自治協議会方式（または  
小学校区方式）

④議会費固定化方式

# ① 常任委員会数(H 2 3 年中)

	1委員会	2委員会	3委員会	4委員会	5委員会	6委員会	7委員会	8委員会	平均
5万未満 (254市)	3市 1.2%	56市 22.0%	172市 67.7%	19市 7.5%	4市 1.6%	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	2.9委員会
5～10万未満 (265市)	0市 0.0%	13市 4.9%	166市 62.6%	81市 30.6%	4市 1.5%	1市 0.4%	0市 0.0%	0市 0.0%	3.3委員会
10～20万未満 (162市)	0市 0.0%	3市 1.9%	50市 30.9%	101市 62.3%	4市 2.5%	4市 2.5%	0市 0.0%	0市 0.0%	3.7委員会
20～30万未満 (45市)	0市 0.0%	0市 0.0%	5市 11.1%	38市 84.4%	1市 2.2%	1市 2.2%	0市 0.0%	0市 0.0%	4.0委員会
30～40万未満 (28市)	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	23市 82.1%	4市 14.3%	1市 3.6%	0市 0.0%	0市 0.0%	4.2委員会
40～50万未満 (21市)	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	12市 57.1%	7市 33.3%	2市 9.5%	0市 0.0%	0市 0.0%	4.5委員会
50万以上 (15市)	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	2市 13.3%	9市 60.0%	3市 20.0%	1市 6.7%	0市 0.0%	5.2委員会
指定都市 (19市)	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	1市 5.3%	7市 36.8%	10市 52.6%	0市 0.0%	1市 5.3%	5.6委員会
全市 (809市)	3市 0.4%	72市 8.9%	393市 48.6%	277市 34.2%	40市 4.9%	22市 2.7%	1市 0.1%	1市 0.1%	3.4委員会

7委員会:熊本市

8委員会:横浜市



# ☆人口段階別の常任委員会数

人口段階	常任委員会数
5万未満	23. 2人
5～10万	27. 2人
10～20万	30. 4人
20～30万	31. 2人
30～40万	34. 4人
40～50万	36人
50万以上	42. 4人
政令市	45. 6人

## (2) 議員 1 人当たりの人口数

	人口	議員 1 人当たりの人口数
都道府県	1 0 0 万以上（東京都 1 3 1 0 万人）	2. 1 7 ~ 1 0. 8 3 万
	7 5 万以上 ~ 1 0 0 万未満	1. 8 ~ 2. 2 万
	7 5 万未満	1. 9 万
市	9 0 万以上（横浜市 3 6 9 万人）	1. 4 万 ~ 3. 7 8 万
	5 0 万 ~ 9 0 万	0. 9 万 ~ 1. 6 万
	3 0 万 ~ 5 0 万	0. 6 5 ~ 1. 0 9 万
	2 0 万 ~ 3 0 万未満	0. 5 3 ~ 0. 7 9 万
	1 0 万 ~ 2 0 万未満	0. 2 9 ~ 0. 5 9 万
	5 万 ~ 1 0 万未満	0. 1 7 ~ 0. 3 3 万
	5 万未満	0. 1 9 万

# (3) 住民自治協議会方式 (伊賀市・38か所)

現在設立している住民自治協議会は以下のとおりです。(平成18年11月1日現在)

支所	単位	設立総会	名称	事務局
上野	上野東側	2005年5月14日	<a href="#">東側地区住民自治協議会</a>	上野東側地区市民センター内
	上野西側	2005年7月23日	<a href="#">上野西側地区住民自治協議会</a>	上野西側地区市民センター内
	上野南側	2005年4月25日	<a href="#">伊賀市上野南側地区住民自治協議会</a>	上野南側地区市民センター内
	小田	2005年5月29日	<a href="#">小田町住民自治協議会</a>	小田地区市民センター内
	久米	未設立		
	花之本	2005年3月21日	<a href="#">花之本地区住民自治協議会</a>	花之本地区市民センター内
	長田	2005年7月2日	<a href="#">長田地区住民自治協議会</a>	長田地区市民センター内
	新居	2005年4月10日	<a href="#">新居地区住民自治協議会</a>	新居地区市民センター内
	三田	2005年7月9日	<a href="#">三田地区住民自治協議会</a>	<a href="#">三田地区市民センター</a> 内
	諏訪	2005年4月24日	<a href="#">諏訪住民自治会</a>	諏訪地区市民センター内
	府中	2005年4月8日	<a href="#">府中地区住民自治協議会</a>	府中地区市民センター内
	中瀬	2005年2月12日	<a href="#">中瀬地区住民自治協議会</a>	中瀬地区市民センター内
	友生	2005年3月13日	<a href="#">友生地区住民自治協議会</a>	友生地区市民センター内
	猪田	2005年4月25日	<a href="#">猪田地区住民自治協議会</a>	猪田地区市民センター内
	依那古	2005年3月31日	<a href="#">依那古地区住民自治協議会</a>	依那古地区市民センター内
	比自岐	2005年2月27日	<a href="#">比自岐地区住民自治協議会</a>	比自岐地区市民センター内
	神戸	2005年4月9日	<a href="#">神戸地区住民自治協議会</a>	神戸地区市民センター内
	まじが台	2005年4月9日	<a href="#">まじが台地区住民自治協議会</a>	まじが台集会所内
	古山	2005年4月15日	<a href="#">古山地区住民自治協議会</a>	古山地区市民センター内
	花垣	2005年4月12日	<a href="#">花垣地区住民自治協議会</a>	花垣地区市民センター内

20	花垣	2005年4月12日	<a href="#">花垣地区住民自治協議会</a>	花垣地区市民センター内
21	ゆめが丘	2005年1月29日	<a href="#">ゆめが丘地区住民自治協議会</a>	ゆめが丘地区市民センター(ゆめぼりすセンター)内
22	稲穂	2004年2月16日	<a href="#">稲穂地区まちづくり協議会</a>	稲穂地区市民センター内
23	伊賀 西稲穂	2004年3月25日	<a href="#">西稲穂地区まちづくり協議会</a>	西稲穂地区市民センター内
24	壬生野	2004年1月23日	<a href="#">壬生野地区まちづくり協議会</a>	壬生野地区市民センター内
25	鳥ヶ原 鳥ヶ原	2005年3月12日	<a href="#">鳥ヶ原地区まちづくり協議会</a>	鳥ヶ原会館内
26	同谷	2004年11月2日	<a href="#">同谷地区住民自治協議会</a>	同谷地区市民センター内
27	岡山 新田	2004年11月19日	<a href="#">新田自治協議会</a>	新田地区市民センター内
28	玉瀧	2004年11月26日	<a href="#">玉瀧地区まちづくり協議会</a>	玉瀧地区市民センター内
29	丸柱	2004年12月18日	<a href="#">丸柱地区まちづくり協議会</a>	丸柱地区市民センター内
30	大山田 山田	2004年10月27日	<a href="#">山田地区住民自治協議会</a>	山田地区市民センター内
31	布引	2004年10月29日	<a href="#">布引地区住民自治協議会</a>	布引地区市民センター内
32	阿波	2004年10月26日	<a href="#">阿波地区住民自治協議会</a>	阿波地区市民センター内
33	阿保	2005年4月13日	<a href="#">阿保地区住民自治協議会</a>	阿保地区自治センター(夢街道おお会館)3F
34	上埴	2005年3月8日	<a href="#">上埴地区住民自治協議会</a>	上埴介護予防センター内
35	博要	2005年4月8日	<a href="#">博要住民自治協議会</a>	旧博要小学校内
36	高尾	2005年3月11日	<a href="#">高尾住民自治協議会</a>	高尾介護予防センター敷地内
37	矢持	2005年3月4日	<a href="#">矢持住民自治協議会</a>	矢持地区市民センター内
38	綱ヶ丘	2005年4月2日	<a href="#">綱ヶ丘地区住民自治協議会</a>	綱ヶ丘介護予防センター内

# ☆小学校区方式（足立区・7 1か所）

No.	学校名	23年度 入学者数	24年度 受入可能人数	備考
1	青井小	58	65	
2	足立入谷小	35	65	
3	綾瀬小	134	135	(注1)
4	伊興小	104	100	(注1)
5	梅島小	105	100	前年度抽選
6	梅島第一小	45	65	
7	梅島第二小	49	65	
8	桜花小	52	65	
9	関小	48	65	
10	大谷田小	42	65	
11	興本小	67	100	
12	加平小	40	65	
13	上沼田小	23	65	
14	龜田小	42	100	
15	北三谷小	88	100	(注1)
16	北藤浜小	60	65	
17	栗島小	83	100	
18	栗原小	84	100	
19	栗原北小	103	100	(注1)
20	弘道小	57	65	
21	弘道第一小	43	65	
22	江北小	49	65	
23	高野小	51	65	
24	五反野小	67	65	前年度抽選
25	古千谷小	103	100	(注1)
26	皿沼小	46	65	
27	藤浜小	66	65	
28	藤浜第一小	113	100	
29	藤浜西小	47	65	
30	島根小	95	100	(注1)
31	新田小	173	205	(注1)
32	関原小	63	65	(注1)
33	千寿小	76	65	
34	千寿桜小	61	65	
35	千寿常東小	85	100	
36	千寿第五小	52	65	

No.	学校名	23年度 入学者数	24年度 受入可能人数	備考
37	千寿第八小	73	100	
38	千寿双葉小	69	65	(注1)
39	千寿本町小	68	65	前年度抽選
40	竹の塚小	55	65	
41	辰沼小	71	100	
42	寺地小	37	65	
43	香入小	60	100	
44	香入第一小	74	100	
45	中川小	99	100	前年度抽選
46	中川北小	87	100	
47	中川東小	46	100	
48	中島根小	84	100	
49	長門小	58	65	
50	西新井小	66	100	
51	西新井第一小	78	100	
52	西新井第二小	64	100	
53	西伊興小	53	65	
54	西保木間小	55	65	
55	花畑小	75	65	
56	花畑第一小	56	100	
57	花畑西小	59	65	
58	花保小	83	100	
59	東綾瀬小	57	65	(注1)
60	東伊興小	87	100	
61	東加平小	90	100	
62	東栗原小	79	100	
63	東洲江小	125	135	
64	平野小	66	100	
65	洲江小	92	100	(注2)
66	洲江第一小	120	135	
67	保木間小	60	100	
68	宮城小	64	65	
69	六本小	78	100	
70	本末小(本末東小)	83	100	(注3)
71	弥生小	101	100	(注1)

# ☆ 1平方キロメートル当たりの議員数

面積（平方キロメートル）	議員定数	1平方キロメートル当たりの議員数
100未満（282市）	23.9人	0.82
100～300（280市）	23.3人	0.14
300～500（106市）	28.5人	0.07
500～1000（120市）	29.9人	0.04
1000以上（21市）	32.9人	0.026
計		0.35

# ☆議員 1 人当たりの面積(H 2 3 年)

(単位:平方キロメートル)

	議員定数	面積	1人当たりの面積
政令市	61.1	599.8	9.8
特別区	39.4	26.8	0.68
中核市	39.5	330.96	8.4
特例市	32.1	305.7	9.5
一般市	22.4	257.8	11.5

## 2. 議員報酬

### (1) 意義

報酬とは、一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付のこと



議員報酬は、一般の報酬の概念のほか、その地位に対し、職務と責任に応じて与えられる給付的性格を有するいわゆる給与的な性質をも併せ有する広い概念で用いられている面もある

# ☆議員報酬決定要因

各団体の議会活動状況

財政事情

住民所得水準

類似団体との比較均衡

世論の動向



# ☆議員報酬の改正経緯

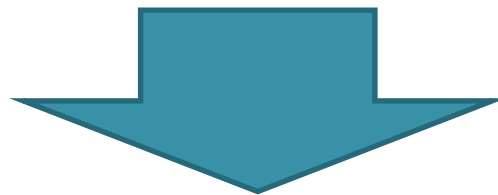
昭和21年以前の府県制、市制・町村制の時代は名誉職



昭和21年になり府県制等の改正が行われ、名誉職員制度が廃止され、初めて議員について報酬の支給規定が設けられた

# ☆議員報酬の特殊性

議員報酬は勤務日数に応じて報酬を支給するとの原則を除外



議員報酬を規定するにあたって国会議員との均衡が考慮されたこと並びに国会議員の歳費とおおむね同様の考え方で議員報酬が支給されてきた実態があったから

## (2)H20年法改正において歳費としなかった理由

議員の報酬の名称を「歳費」としなかった理由は？



歳費という名称は年棒といった性格、色彩を強く帯びるものであると考えられ、地方議会の議員には町村議会等の小規模団体の議会議員も含まれていることから、議員報酬についても年棒といった性格、色彩を強く帯びるような名称を用いることは必ずしも実態にそぐわないと考えられた

# ☆議員報酬(市議会)

H23. 12. 31

	最少	最大
市議会	夕張市	横浜市
報酬	18万円	95.3万円
人口	10,769人	3,629,950人

☆市区議会議員報酬の平均(809市区)

41.8万円

# ☆H23.12.31議員報酬平均

区分 人口	平均報酬月額(万円) (平成23年12月31日現在)				平均報酬月額(万円) (平成22年12月31日現在)				平均報酬月額(万円) 対前年比較			
	市数	議長	副議長	議員	市数	議長	副議長	議員		議長	副議長	議員
5万未満	254	40.74	35.17	32.64	249	40.85	35.25	32.72	金額	▲ 0.11	▲ 0.08	▲ 0.08
									伸び率(%)	▲ 0.27	▲ 0.23	▲ 0.24
5～10万未満	265	46.98	41.32	38.52	265	47.09	41.45	38.65	金額	▲ 0.11	▲ 0.13	▲ 0.13
									伸び率(%)	▲ 0.23	▲ 0.31	▲ 0.34
10～20万未満	162	55.93	49.87	46.08	162	56.21	50.13	46.33	金額	▲ 0.28	▲ 0.26	▲ 0.25
									伸び率(%)	▲ 0.50	▲ 0.52	▲ 0.54
20～30万未満	45	67.83	60.82	55.06	43	67.58	60.68	55.09	金額	0.25	0.14	▲ 0.03
									伸び率(%)	0.37	0.23	▲ 0.05
30～40万未満	28	70.24	63.83	58.93	28	71.59	64.75	59.37	金額	▲ 1.35	▲ 0.92	▲ 0.44
									伸び率(%)	▲ 1.89	▲ 1.42	▲ 0.74
40～50万未満	21	76.39	68.92	62.75	21	76.74	69.31	63.12	金額	▲ 0.35	▲ 0.39	▲ 0.37
									伸び率(%)	▲ 0.46	▲ 0.56	▲ 0.59
50万以上	34	89.14	79.77	70.88	33	93.04	82.81	73.37	金額	▲ 3.90	▲ 3.04	▲ 2.49
									伸び率(%)	▲ 4.19	▲ 3.67	▲ 3.39
全国平均	809	51.31	45.30	41.81	801	51.62	45.56	42.04	金額	▲ 0.31	▲ 0.26	▲ 0.23
									伸び率(%)	▲ 0.60	▲ 0.57	▲ 0.55

# ☆市議会議員専門化の推移

	議員数	議員 専業 者数	割合
H20	22,134	6,738	30.4%
H21	21,527	6,803	31.6%
H22	21,201	6,779	32.0%
H23	20,388	6,897	33.8%
H24	20,234	6,852	33.9%

# ☆市議会議員年齢構成

	30未満 満	30～40 40	40～50 50	50～60 60	60～70 70	70～80 80	80以上 上	計
H20 0	117 (0.5%) )	994 (4.5%) )	2,714 (12.3%) )	8,131 (36.7%) )	8,404 (38.0%) )	1,729 (7.8%) )	45 (0.2%) )	22,134 4
H21 1	76 (0.4%) )	945 (4.4%) )	2,492 (11.6%) )	7,142 (33.2%) )	8,972 (41.7%) )	1,840 (8.5%) )	60 (0.3%) )	21,527 7
H22 2	52 (0.2%) )	919 (4.3%) )	2,339 (11.0%) )	6,492 (30.6%) )	9,337 (44.0%) )	1,989 (9.4%) )	73 (0.3%) )	21,201 1
H23 3	146 (0.7%) )	1,217 (6.0%) )	2,561 (12.6%) )	6,219 (30.5%) )	8,553 (42.0%) )	1,655 (8.1%) )	37 (0.2%) )	20,388 8
H24 4	110 (0.5%) )	1,133 (5.6%) )	2,439 (12.0%) )	5,794 (28.6%) )	8,764 (43.3%) )	1,955 (9.7%) )	39 (0.2%) )	20,234 4

# ☆五木村での状況

熊本県五木村の議員報酬は月額21万3千円でその8割に当たる17万円を毎月支給し、残り2割を成果報酬の原資とする。

議長が任命する村民5人以内で作る評価委員会が村議の働きを年度末に査定。

評価	金額
優秀	51万6千円（満額支給）
やや優秀	38万7千円
良好	25万8千円（半額支給）
やや良好	12万9千円
普通	0円



# ☆五木村での評価対象項目

①各種委員会委員長の会議運営

②一般質問、質疑の内容

③協議会・委員会での質問、質疑の内容

④政策提案

⑤地域活動への参加

⑥議会改革への取り組みの有無

# ☆五木村での評価結果(H22年度)

## 議員成果報酬の結果について

昨年3月の定例会で可決され、4月1日から施行された「議員成果報酬」について、評価委員の審議により、別表のとおりとなりました。なお、議会全員協議会での申し合わせにより、成果区分ごとの人数のみの公表となります。

成果報酬とは、月額報酬の2割を削減し、その2割分を成果（5段階）に分け支給するもので、各議員の活発な意見や政策提言を促し、最終目的である五木村再建に寄与できるよう議員提案された制度です。

成果区分	人数（人）
優 秀	0
やや優秀	0
良 好	8
やや良好	2
普 通	0
計	10

※ 12月末で辞職した照山元議員も含む

# ☆白老町での状況

WEBみんぼう

苦小牧民報社

2011年10月16日 日曜日

[150万円が2年後168万円に](#) 日経CNBCでも話題の "MARS投資" 6.0%~8.5%の固定利率 [mars-toushi.com](#)

[高給看護師求人なら](#) ベネッセ看護師お仕事サポートで！ 希望に合うお仕事をご紹介します [www.benesse-mom.jp](#)

[知っていますか？最低賃金](#) 都道府県別・産業別に検索可能 最低賃金を比較チェック/厚生労働省 [www.saitetchingin.info](#)



Ads by Google

ホーム

過去のニュース

企画・特集

おみやみ

募集・不動産

イベント

約り

運勢

メディカルガイド

Google

YAHOO!  
JAPAN



白老・胆振東部・日高のニュース

## 【白老】議員報酬引き上げ提案見送り

(2011年 9/8)

白老町の館谷長蔵町長は7日までに、町議会議員報酬を月額最大44%引き上げる条例改正案の町議会定例会9月会議(13日開会)への提案を見送る方針を固めた。

町長は▽多様な町民意見が反映されるよう、幅広い年齢、階層からの立候補を促す▽議会会議日数が年間200日を超え、兼職が困難—などの理由から、報酬を大幅に引き上げるべきとの考えを示してきた。町長の諮問機関である町特別職報酬等審議会も今年6月、「段階的な引き上げが妥当」と答申し、町長は「重く受け止める」と、早期の議会提案を検討していた。今議会の提案見送りで、議員報酬引き上げをめぐる決着は10月30日の町長選、町議選以降に持ち越しとなる公算が大きくなった。

# ☆欠席・懲罰議員に対する議員報酬の取扱い

法203条より議員報酬・費用弁償は普通地方公共団体が支給しなければならない義務を負うもの



それ故、原則として、条例をもって報酬を支給しないことと定めたり、あらかじめこれを受ける権利を放棄することはできない



しかし、議会欠席や懲罰による出席停止のように役務の提供がない場合まで支払う義務を生じるか？

# ☆戸田市議員報酬条例(欠席等による減額)

○戸田市議員報酬等の特例に関する条例

平成19年9月28日  
条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、議員の職責及び議会への住民の信頼の確保に鑑み、戸田市議会議員(以下「議員」という。)が、議員の職責及び議会への住民の信頼に反した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、[戸田市議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例\(昭和36年戸田市条例第5号。以下「議員報酬条例」という。\)](#)の特例を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市議会の会議等 戸田市議会定例会及び臨時会の本会議並びに[戸田市議会委員会条例\(昭和47年条例第37号\)](#)に基づき設置された委員会をいう。
- (2) [公務上の災害等 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等に関する条例\(昭和43年条例第1号\)](#)に基づき認定された公務上の災害等をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、市議会の会議等を欠席した日から、市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「議員活動ができない期間」という。)に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

議員活動ができない期間	割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の80
180日を超え365日以下であるとき	100分の70
365日を超えるとき	100分の50

- 2 前項の規定は、議員活動ができない期間が90日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下これを「減額月」という。)から、議員活動ができない期間に相当する期間、減額月の議員報酬月額を基礎として適用する。この場合において、議員資格を失う等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は、適用しない。
- 3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合、減額月の初日から末日まで減額して支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割によって計算する。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれ前6月以内の期間において、議員報酬の支給を減額された月があるときは、その職に応じた期末手当に、議員活動ができない期間に応じて、[第3条第1項](#)の表に定める割合を乗じて得た額とする。

- 2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、高い方の減額割合を適用する。

# ☆栄町議員報酬条例(出席停止による減額)

○栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和31年5月20日  
条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第4項の規定により、栄町議会の議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員(以下「議長等」という。)に対する同条に規定する議員報酬(以下「議員報酬」という。)、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議長等の議員報酬の月額は、[別表](#)に定めるとおりとする。

(議員報酬の支給)

第3条 前条の議員報酬は、議長等がその職に就いた日から支給し、任期満了、辞職又は失職等によりその職を退いた日まで支給する。

2 議長等が死亡したときは、その月まで議員報酬を支給する。

3 第1項の規定により議員報酬を支給する場合において、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割によって計算した額を支給する。

4 議長等が地方自治法第134条第1項の規定により同法第135条第1項第3号に規定する一定期間の出席停止を受けたときは、その議員報酬の額は、当該出席停止の期間に当該期間が属する月の現日数を基礎として日割によって計算した額を乗じて得た額を減額して支給する。

5 前4項に定めるもののほか、議長等の議員報酬の支給方法については、一般職の職員の給与の支給方法の例による。



## (3) 議員報酬算定の基準方式

① 市政への貢献度を把握し、それをもとに議員報酬を定める考え方

② 執行部職員の給与を基準とする考え方

③ 国会議員の歳費を基準とする考え方

④ 日当制を根拠に算出する方法

⑤ 当該団体の長の給与額を基準とする考え方

⑥ 比較方式

⑦ 議会費の割合を一定とし算出する方法

① 市政への貢献度を把握し、それをもとに議員報酬を定める考え方

議員の市政への貢献度をどのように評価すべきか？



収益方式は市政への貢献度を指数化することが困難



## ②執行部職員の給与を基準とする考 え方

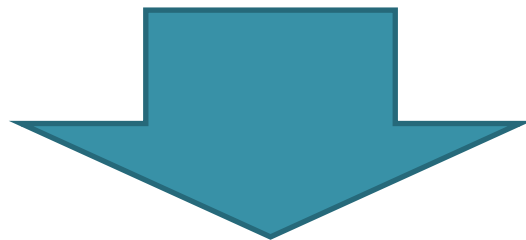
かつて昭和37. 11. 21行政局長内  
簡で都道府県議会の議員報酬について、  
都道府県の部長級の間程度を適当とす  
る考えが示された



また昭和44. 2. 5に市議会議長会が  
議員報酬を市長給の概ね2分の1に該当  
する課長給を最低基準とすることが適当  
であるとの考えを示す

### ③国会議員の歳費を基準とする考え方

国会議員の歳費は国会法35条により一般職の国家公務員の最高の給料額より少なくない額と規定



国家公務員の最高の給料額

119万8千円

国会議員

129万4千円

# ☆衆議院・市議公会会期日数等比較（H22年中）

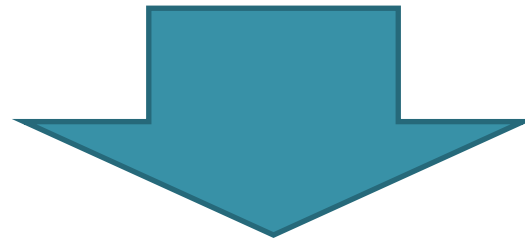
	衆議院	市議公会平均	市議公会/ 衆議院
会期	222日	82.1日	40.0%
本会議開催 日数	62日	21.3日	34.4%
委員会開催 日数	24.9日	11.3日	45.4%

# ☆計算式

国会議員の歳費 ÷ 一般職の公務員の  
最高の給料額 × 地方公務員の最高の  
給料額 × 40% = 地方議会議員の報  
酬額

## ④日当制を根拠に支出する方法 (例・矢祭町)

矢祭町は、平成20年3月31日以降、  
月額20万8000円の議員報酬を廃止  
し、議会に1回出席するごとに3万円を  
実費支給



3万円の積算根拠は、「課長職の平均日  
給4万4772円（期末手当などを含  
む）の7割」

## ⑤ 当該団体の長の給与額を基準とする考え方

長給料平均	議員報酬平均	議員報酬/ 長給料
848,711円	420,236円	49.5%

# ☆当該団体の長の給与額を基準とする考え方

①議員も長も共に公選により就任する特別職であり、対等の立場で当該団体の重要機能を分担し、共に住民に対して政治責任を負う地位にある等その身分、性格が類似

議員報酬は、当該団体の財政事情、住民所得水準、一般職員給与との比較等諸般の事情を総合的に考慮し、決定することが適当と考えられるが、一般にこれらの事情は、長の給料額の決定の際すでに考慮され尽くしていると認められること

# ☆議員の職務遂行日数の計算方法

①議会活動日数を議員の職務遂行日数の基本的な要素としてとりあげる必要あり

②議会外における議員個々の「日常議員活動」に係る日数を考慮する必要あり



# ☆会津若松市議員報酬積算方法

## 3 議員報酬モデルの修正

修正した議員活動換算日数モデルに基づいて議員報酬モデルを算定した結果は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{試算議員報酬月額(円)} &= \text{市長給料月額(円)} \times (\text{議員活動換算日数モデル} / \text{市長職務遂行日数}) \\ 494,000 \text{ (円)} &\div 1,008,000 \text{ (円)} \times (169 \text{ 日} / 345 \text{ 日}) \end{aligned}$$

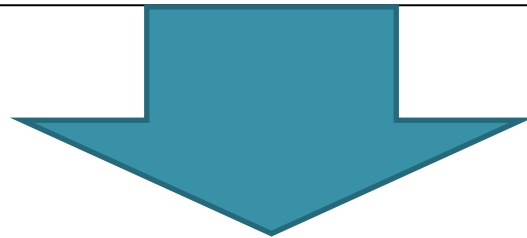
試算年額 (円)	試算議員報酬月額 (円)	試算期末手当 (円)
7,706,400	494,000	1,778,400

[参考：現在の議員報酬額]

年額 (円)	議員報酬月額 (円)	期末手当 (円)
7,503,600	481,000	1,731,600

## ⑥比較方式

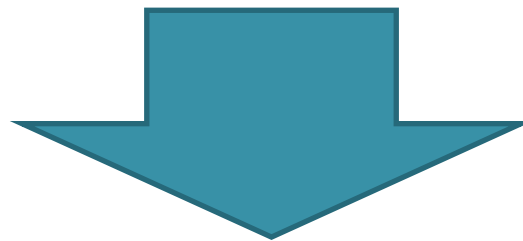
比較方式とは類似団体を抽出し、各議会の議員報酬年額を議員活動日数で除し、自分の議会の値で各議会の値を除して指数化して検討する方法



すなわち、議員報酬年額＝現在の議員報酬額×平均指数

## ⑦議会費を固定化して定数と報酬を考える方法

議会費を例えば歳出全体の1%に固定



当該議会費の範囲内に収まるように議員定数と報酬を考える